政治倫理審査会が意見書提出

町長や議員などの資産報告を受け、福智町政治倫理条例に基づく審査が6月から7回行われ、9月14日に審査会の平野健会長が浦田町長に意見書を提出しました。ここで、その内容と資産報告の状況をお知らせします。

1 資産報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例（以下「条例」という）第4条に定める資産報告書の報告義務者は、町長、副町長および教育長（以下「町長等」という）の3人および議会議員（以下「議員」という）19人の計22人。このうち、町長等は町長に、議員については19人が議長に5月31日時点までに報告書を提出した。

2 町長等の配偶者および扶養または同居の親族（以下「配偶者等」という）7人および、議員の配偶者等30人の資産報告書は期限までに提出された。

2 資産報告書の提出者

1 報告義務者〔町長等3人・議員19人〕計22人

2 配偶者〔町長等の配偶者3人・議員の配偶者16人〕計19人

3 扶養または同居の親族〔町長等の扶養または同居の親族4人・議員の扶養または同居の親族14人〕計18人

総計59人（平成21年5月31日現在）

3 審査会開催状況

審査会は、6月23日付けで条例第8条に基づき町長より資産報告書の審査を求められ、次のとおり審査会を開催した。（会場は福智町役場本庁舎）

1 6月23日「審査方法、スケジュールの確認および資産報告書審査」

2 6月30日「資産報告書審査」

3 7月7日「資産報告書審査」

4 7月14日「資産報告書審査」

5 7月21日「資産報告書審査」

6 8月10日「資産報告書審査」

7 9月9日「意見書作成」

4 審査方法

1 資産等報告書の各項目に対する個別調査、関連項目の精査照合を行った。

2 報告書の記載事項のうち不明な点については当該報告義務者に照会し、回答を求めた。

3 今回は福智町として4回目の審査で、町長等および議員19人全員の前年度との比較審査を行った。

5 審査結果

当審査会が資産報告書を審査した結果、最終的に虚偽の報告および、調査に協力が得られなかった事例はなかった。

6 指摘事項

1 昨年から、預貯金において、報告書提出時に通帳のコピーを提出してもらうこととした。

2 「地位・肩書きのある人は、報酬の有無まで記載すべき」という指摘があった。

3 現在、報告義務がない配偶者および同居の親族にも給与・報酬を報告してもらうべきである。条例改正を検討してほしい。

4 貸付金の契約期日、金銭保証の発生日、金利の有無など契約の実態の報告を義務づけるべきである。

5 信託・借入金・有価証券の証明書類を添付する必要がある。

6 意見書を毎年提出しているが、回答書を町長からいただきたい。

7 むすび

1 当審査会が資産報告書を審査した結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。

2 報告義務者は今年度の指摘事項に留意し、十分な証明書類の添付、より正確な記載の努力をしていただきたい。

3 例年のことながら条例・規則に不備が見受けられるので、公正な政治倫理を求めて、これらの点は整備していただきたい。ただし、条例改正は議決を要するので、まず規則を見直すのが先決である。

4 資産報告書は、町民であれば福智町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者が訪れることはまれである。より多くの人に報告書を見ていただくため、当審査会は、資産報告書の町広報紙への掲載を提言する。

資産報告公表

政治倫理審査会が意見書提出

▶以下資産報告書の記載状況

資産

報告義務者本人 22人／その配偶者 19人／その親族 18人／計 59人

区分	土地				建物				不動産に関する権利			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	4	9	4	5	10	8	1	3	2	0	0	20
配偶者	2	1	1	15	4	1	0	14	0	0	0	19
親族	0	0	0	18	0	0	0	18	0	0	0	18
合計	6	10	5	38	14	9	1	35	2	0	0	57

区分	預貯金				動産				信託			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	17	0	5	0	16	1	0	5	0	1	0	21
配偶者	12	2	2	3	10	0	0	9	0	1	0	18
親族	8	2	1	7	9	0	0	9	0	0	0	18
合計	37	4	8	10	35	1	0	23	0	2	0	57

区分	有価証券				ゴルフ会員権				貸付金			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	7	2	1	12	1	0	0	21	0	1	1	20
配偶者	2	0	0	17	0	0	0	19	0	0	1	18
親族	1	0	0	17	0	0	0	18	0	0	0	18
合計	10	2	1	46	1	0	0	58	0	1	2	56

区分	借入金				保証債務				貯蓄性保険			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	2	2	1	17	1	0	0	21	8	0	1	13
配偶者	0	0	0	19	0	0	0	19	3	1	0	15
親族	0	0	0	18	0	0	0	18	2	0	0	16
合計	2	2	1	54	1	0	0	58	13	1	1	44